

調査

通所介護事業所の宿泊事業への対応に関する
全国道府県調査の結果について

2010年12月6日
日本共産党東京都議会議員団

【調査方法】 全道府県に、通所介護事業所が自主事業として実施している宿泊事業に対する対応に関するアンケートを実施。京都府をのぞく全道府県から回答がありました。

【調査期間】 11月10日～30日

【調査結果】

(1)通所介護事業所の宿泊事業について、5県が独自の基準をもっている

	独自の基準を定めた理由	独自の基準の内容
長野県	県補助金「地域福祉総合助成金」の中の安心生活支援事業緊急宿泊支援事業で、緊急宿泊を支援している	<p>【助成の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急の事由（介護者等の急病、冠婚葬祭等）による宿泊 ・1階の専用居室で実施、火災報知設備を設置 ・職員体制は利用者4人に職員1人以上 ・利用者は市町村に登録、1人当たり概ね月3回、年36回上限、など
岐阜県	全国的に大きな問題としてとりあげられるようになったため	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊は認めるが、居住は認めない ・宿泊は介護保険事業とは別であり、介護保険事業を妨げないこと ・宿泊翌日の通所報酬算定は、ケアプランに基づくもののみ認める
福井県	家族の介護負担軽減を目的として通所介護事業所での介護保険外での宿泊に対して、一部助成を行っている	<p>【助成の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)宿泊に係る床面積は1人当たり7.43㎡以上 (2)消防法等関係法令に適合した必要な設備を備えている (3)利用者の疾病、事故等が生じた場合の医療機関や家族等への連絡対応マニュアルを備えている

兵 庫 県	<ul style="list-style-type: none"> ・自主事業として宿泊事業を行う事業所が増加してきた ・一部事業所において、介護保険サービスと自主事業の明確な区分をせずに実施している疑いがあった 	<ul style="list-style-type: none"> ・デイサービスと宿泊サービスが空間的、時間的に明確に区分されているなど、デイサービスの運営、提供に支障をきたさないこと ・宿泊は一時的なものとする（目安として連泊は3日程度まで、1ヶ月の宿泊が当該月日数の1/2をこえない） ・ケアプランに宿泊の必要性が位置づけられている ・スプリンクラー設置など火災・防災体制整備に十分注意する、居室の保健衛生に十分考慮する ・利用者の病状の急変などの緊急対応に必要な措置を講じる、衛生管理、感染症の防止に努める、など
奈 良 県	居宅サービスとしての事業の実施を明確にするため、通所介護としての設備の独立性を確保するため	要綱等は定めていないが、宿泊が常態化しており、居住実態がある場合は不可としている

(2)実施事業所数・実施内容等の実態について、2県が「把握している」、15県が「一部把握している」と回答

【把握している】

	把握方法	把握している内容
山梨県	H22年7月に調査実施	調査結果は非公表
鳥取県	他県での高齢者施設火災や、他部局の宿泊業の取扱いの協議を受け、H21年度に通所介護事業所に対し宿泊事業等自主事業の実態を調査	<ul style="list-style-type: none"> ・調査結果225事業所のうち、76事業所が何らかの自主事業を実施。自主事業の内容は、宿泊、食事提供など ・宿泊事業への対応 - 短期入所生活介護サービス等の指定を受けるよう指導する。人員基準、施設基準を満たすことが困難な場合等は、旅館業法の許可を受けるよう助言する

【一部把握している】

把握方法、把握内容

宅老連絡会名簿による
介護保険法に基づく事業所の実地指導等において、宿泊事業についての聞き取り等を行っているが、施設数は把握していない
指定申請受付時のヒアリングにおいて、宿泊事業の実施の有無を確認
県補助事業となったものについてのみ把握している
介護保険事業者および県民からの相談や情報提供等により情報をえることがある
介護支援専門員等からの相談があり、個々の担当者が聞いている。組織的把握はせず
指定申請時等における事業者との調整の中で把握。具体的件数や内容までは把握せず
実地指導等で現地に行った際に把握する場合がある
県助成事業により、事前登録した事業所について宿泊者の延べ人数を把握
全国展開している「茶話本舗」のフランチャイズまたはノウハウ提供による事業者が県内に8ヶ所。宅老所・グループホーム全国ネットワーク加入事業所なども複数実施
実地指導時あるいは新規指定時の聞き取りで、実施体制、利用頻度を把握
保険者からの聞き取りにより把握。若干数
実施の有無のアンケートで一部把握
新規指定時や実地指導時に聞き取りを行い、宅老所連絡会加入事業所を確認する等で把握。県内320事業所程度のうち50事業所以上は実施
デイサービス指定申請の事前協議に相談があったケースについて担当者の方で把握している程度

(3) 13県が、「都道府県も立ち入り検査をする必要がある」と回答。「保険者が対応すればよい」のみを選んだ県はひとつもない

通所介護事業所が実施する宿泊事業の基準や指導検査等についての考えを、以下のイ～ホの選択肢から、複数回答可で選んでもらった結果、18県が、「国が責任をもって基準を定めるべき」、13県が「サービス内容等に問題があれば、都道府県も立ち入り検査をする必要がある」と回答しました。

「問題があれば、保険者（市町村）が対応すればよい」のみを選んだ県はひとつもありませんでした。

- イ、国が責任をもって基準を定めるべき 「国が責任をもつ」と略
- ロ、サービス内容等に問題があれば、都道府県も立ち入り検査をする必要がある 「都道府県も立ち入り検査」と略
- ハ、「問題があれば、保険者（市町村）が対応すればよい」 「市町村が対応」と略
- ニ、介護保険外の自主事業であり、基準や規制は必要ない 「基準・規制は必要ない」と略
- ホ、その他

「国が責任をもつ」	7県
「国が責任をもつ」「都道府県も検査」	6県
「国が責任をもつ」「都道府県も検査」「市町村が対応」	1県
「国が責任をもつ」「都道府県も検査」「その他」	1県
「国が責任をもつ」「市町村が対応」	1県
「国が責任をもつ」「基準・規制は必要ない」	1県
「国が責任をもつ」「その他」	1県
「都道府県も検査」	3県
「都道府県も検査」「市町村が対応」「その他」	1県
「都道府県も検査」「基準・規制は必要ない」	1県
「都道府県も検査」「その他」	1県
「基準・規制は必要ない」	2県
「基準・規制は必要ない」「その他」	2県
「その他」	12県

「その他」の内容として、つぎのような意見がよせられました。

- * 本来の介護保険事業に支障がある場合は、指導等の対象になる。介護保険外のサービスについては、事業者のモラルが求められる。
- * 高齢者の安全な利用を確保するため、国においてガイドラインを示すなど何らかの対応が必要と考える。
- * 国では「お泊まりデイサービス」の導入を検討しており、その動向を見定めたいうえで対応すべき。
- * 国において「お泊まりデイサービス」の検討がされており、その中で整理されるものと考えている。
- * 宿泊事業と組み合わせて介護保険サービスが提供されているものについては、都道府県としても立ち入り検査や指導を行う必要がある。
- * 長期にわたる宿泊や、設備・人員の基準がないこと等、課題が多いと考えている。
- * 介護保険外の自主事業ではあるが、問題のケースがあれば、規制の要否を検討したい。
- * 実態把握、指導するためには権限が必要であり、法律等を整備する必要がある。
- * 現状では、介護保険外のサービスであるため、宿泊事業に足しての基準を設けることは難しい。通所介護のサービスのあり方をふまえた何らかの指針が必要と考えている。
- * 介護保険外であるため、直接的な指導検査等はできないが、問題が生じた場合は関係機関と連携をとって、県としても何らかの対応が必要になると思う。
- * 通所介護事業所運営に支障があると認められる場合は、指導が必要と考えている。
- * 全国統一的な基準は必要であると考えている。
- * 介護保険外の自主事業と位置づける場合は、老人保健法にもりこみ、指導等ができるようにする必要がある。
- * 利用者からのニーズがあり、また利用者が安心して安全に利用できるよう、今後何らかの検討する必要があるのではないかと。
- * 夜間体制の指針は定めるべき。
- * 老人福祉法の有料老人ホームの定義を明確にし、法的規制の是非を検討する必要がある。
- * 面積基準（通所介護事業所の必要な部分が宿泊事業に使われないか）や、人員基準（宿泊事業の勤務に入ること、通所介護事業所に常勤する者がいなくなるか）、サービス内容が通所介護事業所にも問題が生じている場合について、指導が必要。

以上